

令和2年第10回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年10月30日（金）午後2時00分

場 所 表郷公民館

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
6番	橋本賢一	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
16番	秋元幸一	委員	17番	砂塚功	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員（2名）

5番	小泉光敏	委員	18番	北野唯道	委員
----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員（16名）

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷昭	委員	和知俊一	委員
穂積正	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	大戸文治	委員
市川哲夫	委員	藤田康次	委員

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

緑 川 喜 文 委員
梨 本 清 太 委員

鈴 木 滋 夫 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河市農地移動適正化あっせん基準の変更について
- 5 議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副 主 査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

定刻前ではございますけれども、本日、ご出席の皆さん、おそろいになりましたので、これより始めさせていただきたいと思えます。

本日も大変ご多用のところ、総会へご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

昨日、10月29日の国内の新型コロナウイルスの感染者は809人ということで、これまでを合わせて国内での感染者が10万人を超えたようでございます。死亡率は、それほど高くないとは言われてはおりますが、これも実は国によっては1%未満のところもあれば、15%近いところもあるということで、非常に幅広いということですから、油断は禁物であります。特に、国内では集団感染がここ最近増えてきていますので、新しい生活様式の徹底といえますか、引き続き手洗い等の感染予防に努めていただきたいと思います。

それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第10回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日ご審議いただきます議案につきましては、農地法第3条関係が2件、同じく第5条関係が5件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が7件、白河市農地移動適正化あっせん基準の変更関係が1件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が1件、合わせて16件をご審議いただきます。よろしく願いをいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

秋の収穫もお米に関しては、大方の人がお済みになっていると思えますが、果樹関係は、これからという人も多いと思えます。

皆様には、ただいま局長から話もありましたように、コロナに感染しないように努めながら、生活を送っていただきたいと思います。

それでは、会議を始めます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、それでは議事録署名人には、1番、鈴木俊信委員、2番、熊崎新壽委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

5番、小泉光敏委員、18番、北野唯道委員、緑川喜文推進委員、鈴木滋夫推進委員、梨本清太推進委員の5名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年10月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (真船主任主査) それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当、推進委員の円谷です。

今回の申請につきまして、去る10月25日、塩田委員と現地調査を行いました。譲渡人には、電話で確認をしました。譲受人には、現地に来ていただいて申請内容を確認しました。引き

続き耕作するというを確認しました。この申請による周辺農地への影響はないと思われ
ます。皆様の審議をよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古閑地区担当推進委員の穂積です。

今回の申請について、去る10月18日に深谷委員、譲受人と3名で現地調査を行いました。
譲渡人と譲受人は兄弟関係であり、双方とも申請内容について間違いのないことでした。
譲受人は、農業を行いたいと思う気持ちは強いです。また、周辺農地への影響については、
特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議しま
す。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の
規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条4項及
び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年10月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、5ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る10月22日に砂塚委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲渡人の双方には、10月21日に電話にて申請内容について間違いないことを確認をしました。申請地は未耕作畑の1区画で、東側市道に隣接し、南側戸建て住宅地、西、北側はアパートの駐車場となっています。日照及び排水の問題はないと思われ、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、10ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、市街地近傍小集団農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る10月24日に樋口委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人は親子関係で、電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用によるほかの農地は、周辺が住宅でありまして、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、15ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当の高橋です。

今回の申請について、去る10月23日に早津委員と現地調査を行いました。譲渡人には電話で申請内容を確認し、譲受人と10月23日にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いはないとのことでした。申請地の周囲は住宅地で、今回の転用による農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、20ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る10月24日に樋口委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人には、電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響は、特に問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ。ん。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について、原案のとおり決定いたし。ま。す。

農地法第5条その5を審議し。ま。す。

事務局より説明をさせ。ま。す。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、25ページを。ご。覧。く。だ。さ。い。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、宅地進行化区域内農地の要件を満。た。し。て。お。り、第3種農地と判断いたし。ま。す。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われ。ま。す。で。は、皆。様。方。の。審。議。の。ほ。ど。よ。ろ。し。く。お。願。い。いた。し。ま。す。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求め。ま。す。

邊見委員 大沼地区担当、推進委員の邊見です。

今回の申請について、去る10月21日に鈴木俊信農業委員と現地確認し。ま。し。た。譲渡人は事情により不在で、息子さんと10月21日に申請内容を確認し。ま。し。た。また、譲受人には、10月21日に電話で確認し。ま。し。た。双方とも申請内容に間違いのないこと。で。し。た。今。回。の。転。用。に。よ。る。周。辺。農。地。へ。の。影。響。に。は、特。に。問。題。な。い。と。思。い。ま。す。皆。様。の。ご。審。議。を。よ。ろ。し。く。お。願。い。し。ま。す。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませ。ん。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について、原案のとおり決定いたし。ま。す。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議し。ま。す。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

30ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和2年10月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦副主査） それでは、34ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第7号朗読】

この案件につきましては、10月5日に大沼地区担当の樋口委員、鈴木委員立ち会いのもとあっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第6号並びに所有権の移転第7号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第6号並びに所有権の移転第7号について、原案のとおり承認いたします。

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 白河市農地移動適正化あっせん基準の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

35ページをご覧ください。

議案第4号 白河市農地移動適正化あっせん基準の変更について。福島県農林水産部長よ

り白河市農地移動適正化あっせん基準の定期見直しを求められたので、審議するものとする。

令和2年10月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦副主査） 36ページをご覧ください。

今回、参考資料としてあっせん基準案と、新旧対照表を別にお配りしております。

議案第4号 白河市農地移動適正化あっせん基準の変更について説明します。

あっせん基準とは、農業委員会があっせん事業を行う際の基準を定めるもので、5年に1度程度、その内容や基準面積を見直しすることとなっております。

主な変更の内容ですが、まず基準面積が1.84ヘクタールから2.27ヘクタールに引き上げられます。これは基となっている農林業センサスの白河市平均経営面積、こちらが前回の2005年の数値から10年間で増加しているためです。

なお、過去2年間にあっせん事業の対象となった取引を確認しましたところ、そちらの取引、全ての譲受人が引上げ後の2.27ヘクタールでも基準面積の要件を満たしていました。

次に、関係法令の改正に伴います文言の修正など、所要の改正を行っております。

今後の流れですが、本日の総会で決定いただきましたら、福島県に対し認定申請を行い、認定を受ければ来年4月1日から施行予定という流れになります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 ただいま事務局より説明がありました。本案件については、第7回総会において事務局で基準案を作成し、提案することが示されておりました。

今の説明に関しまして、質疑応答を行います。

疑問な点等ありましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

意見等はどうでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 質問がないようですので、この際、多数決により採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、議決権を有する農業委員の多数決により採決いたします。お諮りします。

議案第4号に関しまして、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 挙手全員ですので、原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

37ページをご覧ください。

議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので審議するものとする。令和2年10月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） 本件につきましては、8月31日開催の第8回総会におきまして審議を行い、継続審議となっております案件でございます。

本件につきましては、第8回総会にて議案の説明を一度行っておりますので、今回は概略のみ説明させていただきます。

38ページをご覧ください。

【整備計画の変更朗読】

次に、立地基準の許可方針についてでございますが、立地基準の許可方針では、第1種農地の例外規定の地域整備法の定めるところに従って行われる場合の地域未来投資促進法事業計画に該当するものと判断いたします。

次に、実際に農地の転用を許可する場合、一般基準についても併せて許可基準に適合するかを判断することになりますが、行政庁の許可及び法令の協議につきましては、今後協議予定であります。また、計画面積の妥当性につきましては、前述の法律の承認を受けており、妥当と思われま。

周辺農地等に係る営農条件につきましては、計画による農地の蚕食分断はなく、緩衝緑地を設けていることから、土砂の流出のおそれ等は支障がないものと思われま。

農地転用の許可の見込みにつきましては、許可の見込みがあるものと判断いたします。

以上でございます。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会の意見を求められております。去る8月20日に運営委員会で現地調査並びに審議を行い、継続審議となっておりますが、過日、10月20日に本案件による2回目の運営委員会を開催し、改めて審議したところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、深谷委員に報告を求めます。

深谷委員 9番の深谷です。

白河農業振興地域整備計画の変更についてにつきましては、去る10月20日に2度目の運営委員会を開催し、審議を行いました。

審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することに決しました。

なお、附帯意見としまして、事業計画者においては、当該地での事業計画に変更が生じる場合には、その都度、地区住民並びに下流の水利権者を対象に説明会を行い、理解を得ること、当該地周辺は矢吹インターチェンジに近く、交通の利便性も良いことから、今回の計画変更を機に、別業者による周辺の開発計画が持ち上がることも想定される。事業所の立地は、周辺の生活環境や営農環境に少なからず影響を及ぼすと考えられることから、そうした計画が市にもたらされた場合には、農業委員会との情報共有に努められたい。以上の点を意見として提出することといたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について委員運営委員会の意見に準じ、同意する意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ないようですので、その他、事務局より報告事項がございます。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

初めに、農業委員会活動記録簿の案件です。

皆様には、第2四半期、7月から9月分の活動記録簿のご提出いただきましてありがとうございました。

事務局において、お一方ずつ確認をさせていただき、記載漏れ等のところにつきましては、追記した上で、コピーを取らせていただきました。本日、お手元に原本をお戻しいたしましたので、お手数でもお持ち帰りいただければというふうに思います。

続きまして、2点目です。

来月、11月12日開催予定の令和2年度福島県下農業委員会大会の参加についてでございます。

先月の総会のときに、今年度の大会はコロナの関係で3密を避けるため、県内の各農業委員会ともに、参加人数は5名以内との人数制限がある旨お話をさせていただきました。

参加者につきまして、会長と協議をしまして、会長と深谷職務代理者、そして事務局からは私と真船主任主査、合わせて4名で参加することといたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、3点目です。

現在、本庁舎耐震補強及び大規模改修に伴い、建設部ほか幾つかの課所が表郷庁舎に移転して執務しておりますが、このうち議会事務局が一足早く、今週の火曜日、本庁舎に戻りました。これまで、議会期間中の小委員会は表郷公民館で行っていましたが、議会事務局が移転したということで、12月、3月の小委員会については、表郷庁舎で開催したいと考えてございます。

続いて、最後でございます。

次回の総会の日程でございますけれども、次回、11月30日月曜日、同じく午後2時より、ここ表郷公民館での開催となりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和2年第10回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時50分)